

平成25年度北海道一般会計補正予算（第4号）

平成25年度北海道一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,453,156千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,807,738,009千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		679,498,033	210,937	679,708,970
	1 地方交付税	679,498,033	210,937	679,708,970
7 分担金及び負担金		13,791,430	2,853,321	16,644,751
	1 分担金	1,706,261	1,202,714	2,908,975
	2 負担金	12,085,169	1,650,607	13,735,776
9 国庫支出金		355,253,289	48,630,992	403,884,281
	2 国庫補助金	229,877,150	48,630,992	278,508,142
10 財産収入		7,884,597	1,906	7,886,503
	1 財産運用収入	4,301,596	1,906	4,303,502
14 道債		615,038,278	23,756,000	638,794,278
	1 道債	615,038,278	23,756,000	638,794,278
歳入	合計	2,732,284,853	75,453,156	2,807,738,009

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		245,132,419	1,432,184	246,564,603
	3 学 事 宗 務 費	49,221,038	32,184	49,253,222
	5 原子力安全対策費	1,570,322	1,400,000	2,970,322
4 環 境 生 活 費		11,321,117	60,660	11,381,777
	9 消 費 者 安 全 費	442,219	60,660	502,879
5 保 健 福 祉 費		395,528,636	1,657,677	397,186,313
	7 福 祉 援 護 費	37,011,806	3,899	37,015,705
	8 施 設 運 営 指 導 費	6,271,418	1,124,992	7,396,410
	10 障がい者保健福祉費	49,146,872	90,839	49,237,711
	11 子ども未来推進費	41,966,176	437,947	42,404,123
6 経 済 費		222,375,806	7,231,083	229,606,889
	8 雇 用 労 政 費	8,894,114	7,231,083	16,125,197
7 農 政 費		96,934,302	31,774,275	128,708,577

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農政管理費	9,093,495	1,234,033	10,327,528
	6 農業経営費	4,255,205	1,929,221	6,184,426
	7 農業支援費	9,250,060	3,174,000	12,424,060
	9 農村設計費	13,878,813	10,000	13,888,813
	10 農業農村整備事業費	43,013,731	22,975,021	65,988,752
	11 農業施設管理費	11,533,294	2,452,000	13,985,294
8 水産林務費		74,519,520	13,572,372	88,091,892
	1 水産林務管理費	7,162,131	375,604	7,537,735
	4 漁港漁村費	22,970,039	4,017,000	26,987,039
	6 林業木材費	19,464,156	4,621,000	24,085,156
	7 森林計画費	2,134,291	580	2,134,871
	8 森林整備費	6,640,226	2,885,569	9,525,795
	9 治山費	9,489,250	1,481,819	10,971,069
	11 道有林費	1,768,078	190,800	1,958,878

款	項	補正前の額	補正額	計
9 建設費		252,999,061	19,499,532	272,498,593
	1 建設管理費	65,658,306	713,704	66,372,010
	2 空港港湾費	6,205,788	85,100	6,290,888
	3 道路橋りょう費	111,379,452	12,305,000	123,684,452
	4 河川費	42,182,090	4,640,728	46,822,818
	5 砂防海岸費	16,781,717	907,000	17,688,717
	7 都市環境費	8,527,375	560,000	9,087,375
	8 公園下水道費	1,633,756	288,000	1,921,756
11 教育費		459,587,389	225,373	459,812,762
	4 高等学校費	98,980,009	165,863	99,145,872
	5 特別支援学校費	46,808,270	59,510	46,867,780
歳出合計		2,732,284,853	75,453,156	2,807,738,009

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	5 原子力安全対策費	—	—	原子力防災安全対策費	1,400,000
5 保健福祉費	8 施設運営指導費	—	—	社会福祉施設整備事業費	1,124,992
7 農政費	1 農政管理費	—	—	公共事業事務費	577,621
	7 農業支援費	—	—	強い農業づくり事業費	3,174,000
	9 農村設計費	—	—	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業費	10,000
	10 農業農村整備事業費	—	—	道営土地改良事業費	17,379,021
		—	—	団体営土地改良事業費	4,818,000
		—	—	道営農用地造成事業費	198,000
		—	—	団体営農用地造成事業費	200,000
—	—	道営農地防災事業費	380,000		
8 水産林務費	1 水産林務管理費	—	—	公共事業事務費	199,570
	4 漁港漁村費	水産物供給基盤整備事業費	574,780	水産物供給基盤整備事業費	3,929,780
	7 森林計画費	—	—	森林環境保全整備事業費	580

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	8 森林整備費	—	—	森林環境保全整備事業費	2,885,569
	9 治山費	—	—	治山事業費	1,481,819
	11 道有林費	—	—	公共事業費	190,800
9 建設費	1 建設管理費	—	—	公共事業事務費	212,773
		—	—	単独事業事務費	70,592
	2 空港港湾費	—	—	空港公共事業費	85,100
	3 道路橋りょう費	道路公共事業費	560,000	道路公共事業費	1,635,000
		道路特別対策事業費	855,318	道路特別対策事業費	4,505,846
		地域活力基盤整備事業費	1,292,832	地域活力基盤整備事業費	7,034,304
	4 河川費	河川公共事業費	178,000	河川公共事業費	3,161,000
		ダム公共事業費	1,012,000	ダム公共事業費	1,152,728
	5 砂防海岸費	—	—	砂防公共事業費	516,000
		—	—	海岸公共事業費	160,000
7 都市環境費	—	—	街路公共事業費	375,000	

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		—	—	街路特別対策事業費	74,000
		—	—	地域活力基盤整備事業費	111,000
	8 公園下水道費	—	—	公園公共事業費	288,000
11 教育費	4 高等学校費	—	—	高等学校施設整備費	165,863
	5 特別支援学校費	—	—	特別支援学校施設整備費	59,510

第 3 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成25年度道営土地改良事業に関する債務負担行為	—	—	平成25年度から平成26年度まで	3,200,000
平成25年度道営農用地造成事業に関する債務負担行為	—	—	平成25年度から平成26年度まで	200,000
平成25年度団体営農用地造成事業に関する債務負担行為	—	—	平成25年度から平成26年度まで	50,000
平成25年度道営農地防災事業に関する債務負担行為	—	—	平成25年度から平成26年度まで	60,000
平成25年度水産物供給基盤整備事業に関する債務負担行為	—	—	平成25年度から平成26年度まで	1,294,000
平成25年度治山事業に関する債務負担行為	—	—	平成25年度から平成26年度まで	1,739,000
平成25年度道路公共事業に関する債務負担行為	—	—	平成25年度から平成26年度まで	140,000
平成26年度社会資本整備総合交付金事業に関する債務負担行為	—	—	平成25年度から平成26年度まで	道路事業について 1,947,000 砂防事業について 215,000 海岸事業について 120,000 街路事業について 718,000 の合計額 3,000,000

第 4 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	63,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	438,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土 地 改 良 事 業 費	6,766,000	同 上	10%以内	同 上	13,387,000	同 上	10%以内	同 上
農 用 地 造 成 事 業 費	830,000	同 上	10%以内	同 上	893,000	同 上	10%以内	同 上
農 地 防 災 事 業 費	839,000	同 上	10%以内	同 上	994,000	同 上	10%以内	同 上
直 轄 土 地 改 良 事 業 費	7,702,000	同 上	10%以内	同 上	10,154,000	同 上	10%以内	同 上
水 産 基 盤 整 備 費	6,392,000	同 上	10%以内	同 上	7,633,000	同 上	10%以内	同 上
直 轄 特 定 漁 港 漁 場 整 備 事 業 費	3,054,000	同 上	10%以内	同 上	3,716,000	同 上	10%以内	同 上
治 山 事 業 費	4,413,000	同 上	10%以内	同 上	5,269,000	同 上	10%以内	同 上
森 林 整 備 費	2,302,100	同 上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,207,100	同 上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
			おいては、 当該見直 し後の利 率)				おいては、 当該見直 し後の利 率)	
空港整備費	430,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	468,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路事業費	22,481,000	同 上	10% 以内	同 上	24,319,000	同 上	10% 以内	同 上
道路新設改良費	5,634,000	同 上	10% 以内	同 上	6,117,000	同 上	10% 以内	同 上
臨時道路整備特別対策事業費	19,920,000	同 上	10% 以内	同 上	24,031,000	同 上	10% 以内	同 上
直轄河川事業費	10,026,000	同 上	10% 以内	同 上	11,543,000	同 上	10% 以内	同 上
河川改良費	8,787,000	同 上	10% 以内	同 上	10,058,000	同 上	10% 以内	同 上
ダム建設費	2,027,000	同 上	10% 以内	同 上	2,101,000	同 上	10% 以内	同 上
直轄砂防事業費	915,000	同 上	10% 以内	同 上	1,105,000	同 上	10% 以内	同 上
砂防費	4,803,000	同 上	10% 以内	同 上	5,079,000	同 上	10% 以内	同 上
直轄海岸事業費	128,000	同 上	10% 以内	同 上	169,000	同 上	10% 以内	同 上
海岸保全事業費	1,374,000	同 上	10% 以内	同 上	1,454,000	同 上	10% 以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
街路事業費	3,130,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,284,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時街路整備特別対策事業費	690,000	同 上	10%以内	同 上	766,000	同 上	10%以内	同 上
都市公園費	404,000	同 上	10%以内	同 上	554,000	同 上	10%以内	同 上
高等学校施設整備費	—	—	—	—	88,000	同 上	10%以内	同 上
特別支援学校施設整備費	—	—	—	—	39,000	同 上	10%以内	同 上
合 計	615,038,278				638,794,278			

平成25年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,304,653千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		385,531	5,000	390,531
	1 負担金	385,531	5,000	390,531
2 国庫支出金		1,154,000	20,000	1,174,000
	1 国庫補助金	1,154,000	20,000	1,174,000
6 道債		1,038,600	5,000	1,043,600
	1 道債	1,038,600	5,000	1,043,600
歳入合計		4,274,653	30,000	4,304,653

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		2,048,056	30,000	2,078,056
	1 流域下水道事業費	2,048,056	30,000	2,078,056
歳 出 合 計		4,274,653	30,000	4,304,653

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1 流域下水道 事業費	1 流域下水道 事業費	公共事業費	258,297	公共事業費	288,297

第 3 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	1,038,600	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,043,600	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成25年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ529,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,512,693千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		3,970,168	257,000	4,227,168
	1 国庫補助金	3,970,168	257,000	4,227,168
7 道 債		3,371,700	272,000	3,643,700
	1 道 債	3,371,700	272,000	3,643,700
歳 入	合 計	17,983,693	529,000	18,512,693

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道営住宅事業費		8,079,397	529,000	8,608,397
	1 道営住宅事業費	8,079,397	529,000	8,608,397
歳 出 合 計		17,983,693	529,000	18,512,693

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 道営住宅事業費	1 道営住宅事業費	公共事業事務費	10,500
		公共事業費	514,000

第 3 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	2,881,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,153,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	3,371,700				3,643,700			